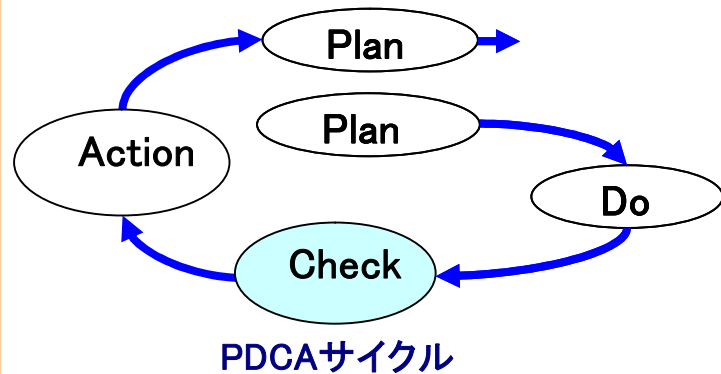


福祉サービス第三者評価の2つの目的

1 福祉サービスの質の向上

福祉サービスを提供する事業所が第三者評価を積極的に活用することを通じて、**さらなる業務改善への取組(PDCAサイクルの確立)を行い、自らがサービスの向上に努めていく**ことを目的とします。

● 第三者評価機関の役目はこのC(チェック)部分を客観的にみるお手伝いをする
ことでもあります。監査ではありません。●



2 福祉サービスの選択の確保

福祉サービス利用者がサービス事業者選択に役立つよう、評価項目に沿って客観的な立場で正確な情報を収集し、わかりやすく提供することを目的とします。

福祉サービス第三者評価の活用法

第三者評価は「事業者による自己評価」と「評価機関による第三者評価」からなっています。

★ 自己評価からの気づき

評価シートの項目に従い、職員の合議により、自己評価をし、そのプロセスから気づきが生まれます。

★ 第三者の目からの気づき

利用者の視点も踏まえ、第三者の目から評価基準に沿ってサービス提供状況を客観的に検証し、状況を確認し、報告書にまとめます。

★ 相違点からの気づき

自己評価と第三者の目からの評価の相違点を比較することにより、自らのサービスを再度検証します。

★ 公表情報からの気づき

公表された他事業者の評価結果から参考になる点を探し、自らの施設に合うよう独自の工夫をします。